

## 令和6年度 公益財団法人茨城県消防協会事業計画

事業名	計画の概要
<p>1 公益1事業 (消防防災技術の向上及び消防団等の組織の強化)</p> <p>(1)消防ポンプ操法競技大会</p> <p>(2)全国消防操法大会</p> <p>(3)消防救助技術大会</p> <p>(4)消防ポンプ操法競技大会審査員研修会</p> <p>(5)消防団長研修会</p> <p>(6)消防団員指導員研修</p> <p>(7)日本消防協会主催研修事業への参加</p> <p>(8)女性消防団員支部別情報交流会等助成</p> <p>(9)女性消防団員活性化大会</p> <p>(10)支部別団長等懇談会</p> <p>(11)理事研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の消防ポンプ操法技術の向上及び士気高揚を図るため、全市町村が参加して県内6地区で県と共催で第75回茨城県ポンプ操法競技大会を実施する。</li> <li>・第30回全国消防操法大会の出場隊に激励金を交付する。</li> <li>・消防職員の救助技術の向上を図るため、県消防長会との共催で実施する。</li> <li>・消防ポンプ操法競技大会審査員を養成するため研修会を実施する。</li> <li>・消防団長を対象として、消防団活動の諸問題について調査研修を実施する。</li> <li>・消防団員の防災技術の向上を図るため、消防団の指導者を対象に研修会を実施する。</li> <li>・(公財)日本消防協会が行う消防団幹部研修に参加するための連絡調整を行う。</li> <li>・支部内において女性消防団員の活動状況について情報交流会を実施する場合に経費の一部を助成するとともに、新たに女性消防団を結成する消防団に対し、活動服購入等経費の一部を助成する。</li> <li>・県内女性消防団員及び関係者が一堂に会し、さまざまな活動事例に触れ、更なる団員活動の充実強化を図る。</li> <li>・県内6支部において、消防団活性化や団員確保対策等について意見交換を行う。</li> <li>・消防協会理事を対象として、県外災害事象等の視察研修を実施する。</li> </ul>
<p>2 公益2事業 (消防職・団員の士気の高揚と組織の強化)</p> <p>(1)消防殉職者慰霊祭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防業務遂行中に殉職した消防職・団員の御霊を慰めるため慰霊祭を執行する。</li> </ul>

(2) 全国消防殉職者慰霊祭	・ 殉職した消防職・団員の本県遺族とともに、全国消防殉職者慰霊祭に参加する。
(3) 消防大会	・ 消防防災思想の高揚と消防関係者の功績者の表彰を行うため、県との共催で実施する。
(4) 定例表彰	・ (公財)日本消防協会が行う定例表彰に候補者を具申し、表彰式に出席し表彰物品を伝達する。
(5) 消防関係者叙勲・褒章等受章祝賀会	・ 令和6年の消防関係叙勲・褒章等受章者及び所属消防団長・消防長等を一堂に会し、祝賀会を開催する。
(6) 退職消防団長報償	・ 退職消防団長に感謝状と記念品を贈呈する。
(7) 退職消防団員等報償	・ 県の委託を受け、在職期間5年以上～15年未満の退職消防団員に感謝状と記念品を贈呈する。
(8) 健康増進事業	・ 消防団員福祉共済制度等の加入促進を図るとともに、加入団体に健康増進器具等を配布する。
(9) 消防車両等寄贈	・ 発展途上国等の要請により、廃車する消防車両等を寄贈するための連絡調整を行う。
(10) 海外視察研修	・ (公財)日本消防協会が行う海外視察研修に参加するための連絡調整を行う。
3 公益3事業 (地域連携の強化及び消防防災思想の普及広報活動)	
(1) 地域交流活動促進事業の助成	・ 消防団員相互及び消防団と住民・企業等との交流活動を行う消防団に対し、活動に要する経費の一部を助成する。
(2) 県内消防関係団体への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内消防関係団体の各種活動に対し経費の一部を助成する。</li> <li>・ 消防団又は消防協会各支部が行う教育訓練事業</li> <li>・ 消防職・団員を対象とする海外消防事情視察研修に参加する経費の助成</li> <li>・ 民間防火組織の育成を図るために、女性防火・防災クラブ連絡協議会及び幼少年女性防火・防災委員会が行う活動</li> <li>・ 消防長会の各種研究部会が行う活動</li> <li>・ 元消防団長等で組織する消防纏会が行う活動</li> <li>・ 県内6支部が行う支部活動</li> </ul>
(3) 機関紙の発行	・ 「茨城消防」を隔月発行し、県内消防団、消防本部及び関係機関に配布するほか、ホームページにも掲載する。
(4) 防火ポスターの配布	・ (公財)日本消防協会が発行する月刊誌や防火ポスターを県内消

	防団及び消防本部へ配布する。
(5)新聞掲載・ラジオ放送	・火災予防運動週間及び防災の日に新聞広告等を活用し、防火防災思想の普及に努める。
(6)役員会議	・(公財)日本消防協会が行う役員会議等に出席する。
(7)関東甲信地区消防協会会議	・関東甲信地区都県において輪番で開催される消防協会会議に出席する。
(8)事務局長会議	・(公財)日本消防協会が行う消防協会事務局長会議に出席する。
(9)関東甲信地区消防協会事務局長会議	・関東甲信地区都県において輪番で開催される消防協会事務局長会議に出席する。
(10)日本消防協会各種事業担当者会議	・(公財)日本消防協会が行う関東甲信地区の消防協会事業担当者会議に出席する。(※輪番により、茨城県で開催予定)
(11)その他各種調査等	・他都道府県消防協会等からの照会事項等に対応する。
4 共益事業 (消防団員等を対象とした共済事業)	
(1)弔慰金・障害見舞金の贈呈	・消防職・団員の死亡又は傷病について、弔慰金又は障害見舞金を贈呈する。
(2)福祉共済事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための福祉共済制度の事務処理を行う。
(3)火災共済事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための火災共済制度の事務処理を行う。
(4)消防個人年金事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための消防個人年金制度の事務処理を行う。
(5)その他共済事業	・(公財)日本消防協会が行う女性消防隊員等のための福祉共済制度等の事務処理を行う。